

岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会設置要綱

制定 令和5年6月30日

(設置)

第1条 少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化と言った社会環境の変化の中で、今後の岬町立淡輪幼稚園のあり方について具体的な方向性を検討するため、岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議し町長に意見を具申するものとする。

- (1) 岬町立淡輪幼稚園のあり方に関することを
- (2) その他岬町立淡輪幼稚園のあり方を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 児童の保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するときまでとする。ただし、委員に欠員を生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴収)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において、知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以降、最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。